

第4号議案

大田原都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成29年2月10日

栃木県都市計画審議会会長 築瀬 範彦

都計第347号

平成28年12月19日

栃木県都市計画審議会

会長 築瀬 範彦 様

栃木県知事 福田 富一

大田原都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、大田原市長から付議依頼がありましたので、次のように審議会に付議します。

計画書

大田原都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	大田原市下石上 1505-11, 1505-12, 1505-13, 1581-3, 1582-7	19,577.66 m ²	